

三次市教育委員会告示第 号

三次市立学校諸費会計等取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年8月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市立学校諸費会計等取扱要綱の一部を改正する告示

三次市立学校諸費会計等取扱要綱(平成22年三次市教育委員会告示第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第7条第3項中「, 収入(戻入)調書」を「, 収入調書」に改める。

様式第1号中

「

収入(戻入)調書

」を

「

収入調書

」に,

「

収入(戻入) 年 月 日	収入(戻入) 番号
--------------	-----------

」を

「

収入 年 月 日	収入番号
----------	------

」に、

「

収入（戻入）内容

」を

「

収入内容

」に、

「

- ※ 収入（戻入）金額の根拠となる資料を添付すること。
- ※ 内訳等の欄は、決裁者・監督実施者が理解しやすいよう、詳細に記載すること。
- ※ 戻入金額は、マイナス（△）をつけて記述すること。
- ※ 決裁欄の変更は差し支えないものとする。

」を

「

- ※ 収入金額の根拠となる資料を添付すること。
- ※ 内訳等の欄は、決裁者・監督実施者が理解しやすいよう、詳細に記載すること。
- ※ 戻出金額は、マイナス（－）をつけて記述すること。
- ※ 決裁欄の変更は差し支えないものとする。

」に改

める。

様式第2号中

「

- ※ 決裁欄の変更は差し支えないものとする

」を

「

- ※ 戻入金額は、マイナス（－）をつけて記述すること。
- ※ 決裁欄の変更は差し支えないものとする。

」に改める。

附 則

この告示は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。